

# 公共職業訓練（委託訓練）実施事業者の公募

## 事業者向けの業務委託の案内です

山梨県では、求職者を対象に民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施しています。この委託訓練は、職業能力開発促進法15条の6第3項に基づき、山梨県が職業能力の開発及び向上について適切と認められる民間教育訓練機関等に委託して実施するものです。

実施にあたっては、就職支援及び訓練事務などを含めてお願いすることになります。そこで、県が提示する訓練コースについて具体的な企画提案をしていただき、審査・選定の上、業務を委託します。

### 《パソコン基礎科（初級）（仮称）の実施について》

令和2年度に実施予定の、次の職業訓練の受託を希望される事業者は、申込書の提出をお願いします。

訓練期間	令和2年12月1日以降に指定する日から開始し、3月31日までに終了する3か月間の職業訓練
訓練科名	パソコン基礎科（初級）（仮称）
訓練内容	パソコン・OA事務系の職業訓練

受託を希望される場合は、申込書（別添様式）を9月18日（金）午後3時までにメール又はFAXで送付してください。

#### 送付先

メール： [sangyo-jin@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:sangyo-jin@pref.yamanashi.lg.jp)

FAX： 055（223）1560

#### [その他]

- ・ 訓練業務の受託のためには一定の要件（別紙）が必要となります。
- ・ 仕様書、標準カリキュラム、選考日程等につきましては、別途峡南高等技術専門校から送付します。

問い合わせ先：山梨県産業労働部産業人材育成課 人材育成担当

TEL 055-223-1567

送付先 FAX番号 055-223-1560

山梨県産業労働部産業人材育成課人材育成担当 行

パソコン基礎科（初級）（仮称）受託申込書

事業者名

---

連絡先電話番号

---

連絡先FAX番号

---

e-mail

---

ご担当者 役職名 氏名

---

---

## 委託訓練受託要件

公共職業訓練を受託するに当たっては、原則として、次の1～8に掲げる項目について全てを満たす必要があります。

- 1 受託しようとする訓練の目的・目標、カリキュラム内容、訓練時間、訓練場所等が、求職者の職業能力の開発及び向上に資するものであって、真に就職に必要な訓練と認められるものであること。
- 2 受託しようとするカリキュラム内容と同程度の訓練等を1年以上実施しており、入校実績・修了実績を有するものであること。  
なお、同程度の訓練等とは訓練期間までは拘束せず訓練内容とし、また1年以上とは、申請日より1年以上前から同程度の訓練を開始し、引き続き行っていることとする。
- 3 訓練を適切に管理・運営できる組織・人員を備えており、訓練全般に係る統括責任者、就職支援責任者及び事務担当者が配置されていること。
- 4 仕様書に定める定員の受講生が訓練を受けるに十分な施設、設備及び備品等が整備されていること。
- 5 訓練を指導する者は、下記に該当する者で、担当する科目の指導経験を1年以上有する者であること。  
職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法第30条の2第2項に規定する者で、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者を含む。）。  
訓練を指導する者の配置は、訓練内容が実技のものにあつては15人に1人以上、学科のものにあつては概ね30人に1人以上の配置をすること。
- 6 過去5年間以内に委託訓練実施要領に規定されている不正行為（他の要領に基づく委託訓練や求職者支援訓練において不正行為があつた場合も含む。）に係る処分がないこと。  
また、公共職業訓練の受託機関として適性を欠くような事業主体でないこと。
- 7 個人情報の取り扱いについて十分な注意を払い、受託事業コースで知り得た個人情報を、他の業務に利用しないこと。
- 8 山梨県物品等競争入札参加資格者又は学校教育法第4条の規定により、山梨県教育委員会の認可を受けた専修学校であること。